

加古川市
配偶者等からの暴力対策基本計画
(素案)

加古川市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画におけるDVの定義	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	3
5 これまでの経過	4
第2章 DVに関する動向及び市の取組み状況	5
1 DVに対する認識	5
2 DV被害の状況	6
3 第2期計画（H28～R2）の取組み状況	10
第3章 計画の基本方針	20
1 基本理念・基本目標	20
2 計画の体系	22
第4章 施策の展開	24
基本目標1 DV防止に向けた啓発・教育の推進	24
基本目標2 相談体制の充実	28
基本目標3 被害者の安全の確保	32
基本目標4 被害者の自立支援	36

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

すべての人が安心して暮らせる社会を実現するためには、あらゆる暴力を防止し、暴力を許さない社会をめざす切れ目のない取り組みが必要です。特に、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス^{※1}〔以下、「DV」という。〕）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると同時に、子どもの面前で行われるDVは、子どもの心身の成長と人格の形成に重大な影響を与える児童虐待となる行為ともなるため、決して許されるものではありません。DVは、外部からその発見が困難な家庭内で行われることが多いため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄く、被害者もDVを受けている認識が薄いという傾向があります。またDVの被害者は、多くが女性であり、その背景には固定的な性別役割分担意識や経済力の格差など社会的・構造的な問題があると言われており、男女共同参画社会^{※2}の実現の妨げの一因となっています。このような状況を改善し、被害者の人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、DVを防止し、被害者を保護するための不断の取り組みが必要であり、あわせて同伴する子どもへの適切な支援も必要です。

国は、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「DV防止法」という。）」を制定（平成13年10月施行）し、DVの通報・相談・被害者の保護・自立支援等の体制を整備しました。

平成25年7月の「DV防止法」の改正（平成26年1月施行）では、適用対象を拡大するため、生活の本拠を共にして交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を適用することとなりました。

また、平成26年11月に「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」や平成29年6月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の施行など、関連する法律の整備も進みました。

さらに、「DV防止法」の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和元年6月に改正され（令和2年4月施行）、児童虐待の防止対策やDV被害者の保護対策の強化が図られるよう、DVと児童虐待の関係機関が相互に連携や協力をしていくことについて明確化されました。

兵庫県においても「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」を策定し、平成31年4月には「兵庫県DV防止・被害者保護計画」として計画の改定が行われ、各施策の拡充が図られました。

加古川市では、平成23年3月に「加古川市配偶者からの暴力対策基本計画」を策定し、基本理念「DVを根絶(こんぜつ)しみんなが安心して暮らせるまち加古川」のもと、配偶者暴力相談支援センター^{※3}の設置や被害者の安全の確保など、各般の施策を総合的に推進してきたところですが、DV対策を計画的・継続的に推進するため、平成28年3月に第2期計画としての改定（「加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画」と改称）を行いました。

第2期計画では、第1期計画のDV対策の取り組みや課題を検証し、啓発などによるDV防止対

策から自立支援までの切れ目のない施策を推進するため、基本理念を「DVをしない させない 許さないまち」に改め、市民にとって身近な相談窓口としての機能をより充実させることを目指しました。

このたび、第2期計画の期間が満了することから、これまでのDV対策を計画的・継続的に推進しつつ、本市における取組みや課題の反映及び法律の改正等に基づき、第3期計画としての改定を行います。

なお、DVに関する状況は大きく変化していないことから、計画の基本理念及び基本目標は前計画の体系を継承することとし、事業の実施において、課題の解決に向けた施策の追加、内容の充実及び実施手法の工夫等を行います。

2 計画におけるDVの定義

DV防止法では、「配偶者からの暴力」を「配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」としており、配偶者には、元配偶者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者のほか、同法が準用する「生活の本拠を共にする又はしていた交際相手」も含むとされています。

本計画では、DV防止法で規定する「配偶者からの暴力」に加え、DV防止法の根拠を要しない施策については、「生活の本拠を共にしない交際相手又は交際相手であった者からの暴力」も含めて施策を推進することとします。

また、暴力の範囲については、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力など様々な暴力が含まれます。

身体的暴力…殴る、蹴る、引きずりまわす、物を投げつける、凶器をからだにつきつける等

精神的暴力…大声でどなる、ののしる、無視する、生活費をわたさない、仕事をさせない、実家や友人との付き合いを制限する、電話やメールを勝手にチェックする等

※生活費をわたさないなどは「経済的暴力」、人との付き合いを制限するなどは「社会的暴力」に分類される場合もあります。

性的暴力 …望まない性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する等

※1 ドメスティックバイオレンス：直訳すると「家庭内暴力」を意味する。明確な定義はなく、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いが、親子間の暴力まで含めた意味で使われる場合もある。

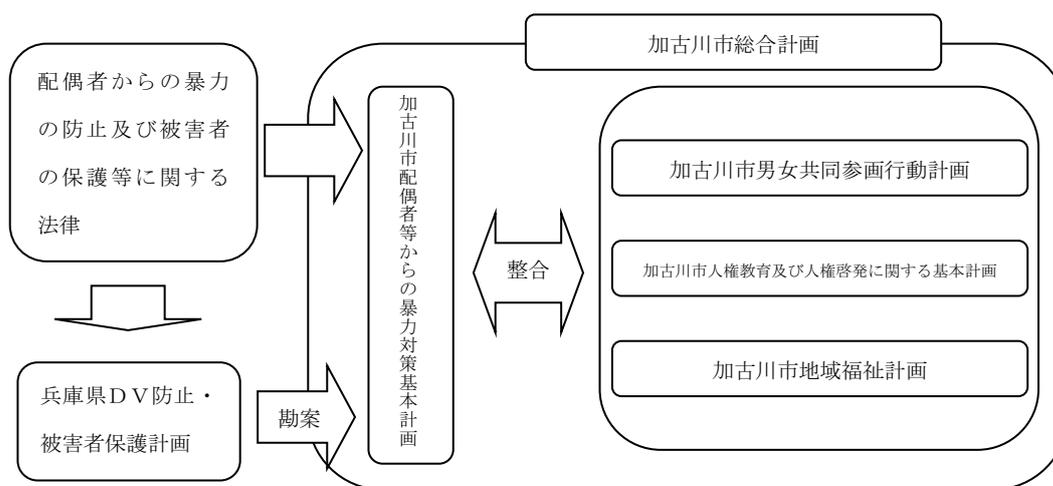
※2 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

※3 配偶者暴力相談支援センター：配偶者からの暴力全般に関する相談窓口として、市町村に設置されており、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談や相談機関の紹介、自立のための情報提供など、被害者の支援や援助などを実施する機関。

3 計画の位置づけ

この計画は、DV防止法第2条の3第3項※に基づく基本計画とします。国より示された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」や「兵庫県DV防止・被害者保護計画」に基づき、本市が取り組むべき施策の方向を示します。

本計画の策定にあたっては、加古川市総合計画、加古川市男女共同参画行動計画、加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画、加古川市地域福祉計画など関連の分野別計画との整合、調整を図ります。



4 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。ただし、計画期間中に法律及び基本方針、また、本市の上位関連計画が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じ見直しを行います。

※ DV防止法第2条の3第3項：DV防止法では、「基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村におけるDVの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」としています。

5 これまでの経過

本市では、平成18年3月に「加古川市男女共同参画行動計画」を策定し、その重点目標の一つに「性の尊重と暴力の根絶」を掲げました。とりわけ、女性に対する暴力を根絶するための基盤づくりとして、啓発、相談、被害者の自立支援などの事業に取り組んできました。

平成23年3月には「加古川市配偶者からの暴力対策基本計画」を策定し、平成24年4月に「加古川市配偶者暴力相談支援センター」を設置するなど、DVの防止啓発、相談・保護から自立支援までの一連の流れを確立し、総合的かつ一体的なDV対策に取り組みました。

また、平成25年7月の（平成26年1月施行）「DV防止法」の改正により、法律の適用対象が拡大され、生活の本拠を共にして交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について準用することとなり、平成28年3月には「加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画」と改称した第2期計画を策定しました。

第2期計画の期間においては、相談窓口の周知が進むなどにより、被害者のDV相談件数の増加につながりました。また、平成29年1月には市内DV対策連絡会議を設置し、本計画の総合的かつ効率的な推進を図り、DVの防止及び被害者の支援に必要な連絡調整を行いました。

第1期計画で確立した相談対応等の技術については、被害者支援担当職員を対象に研修を実施し、技術の継承と質の向上に取り組んでいます。

一方で、外国人、高齢者及び障がい者といった処遇困難事例が増加するなど、既存の体制では対応が難しい課題も見られます。被害者の多様な相談ニーズに対応するため、これまで以上に関係機関の連携強化が必要となっています。

第2章 DVに関する動向及び市の取組み状況

1 DVに対する認識

加古川市男女共同参画に関する市民意識調査（令和元年度実施）によると、DV防止法の言葉の認知度について「知っている」は、男性・女性とも約6割であり、また、若年層及び70歳以上が低い結果となっています。

図1 (男性) 世代別 言葉の認知度 (DV防止法)

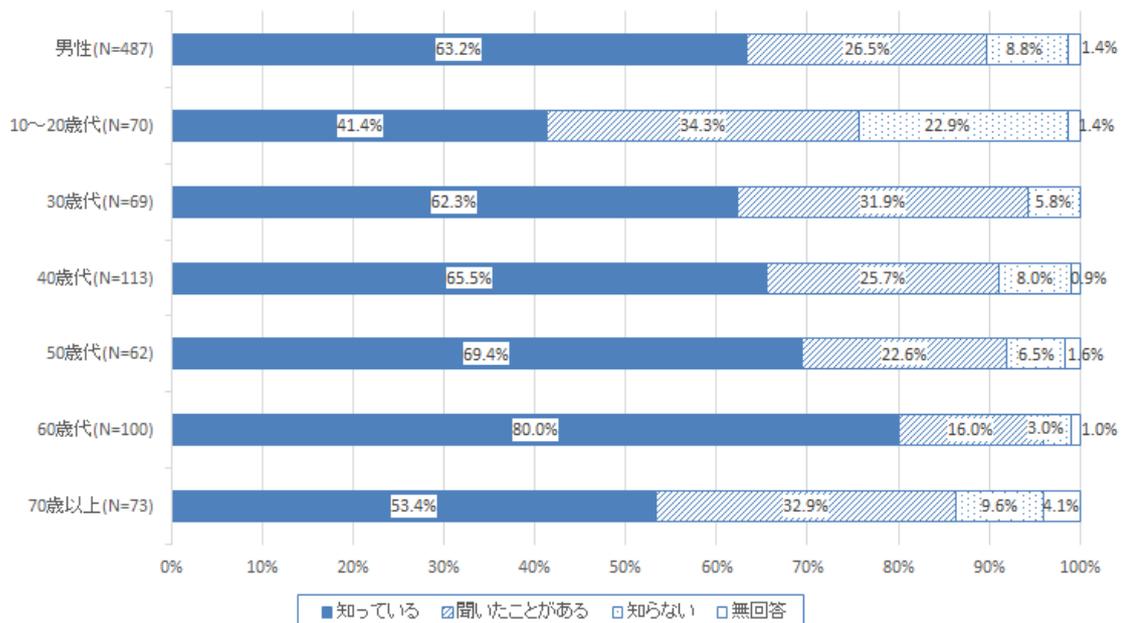
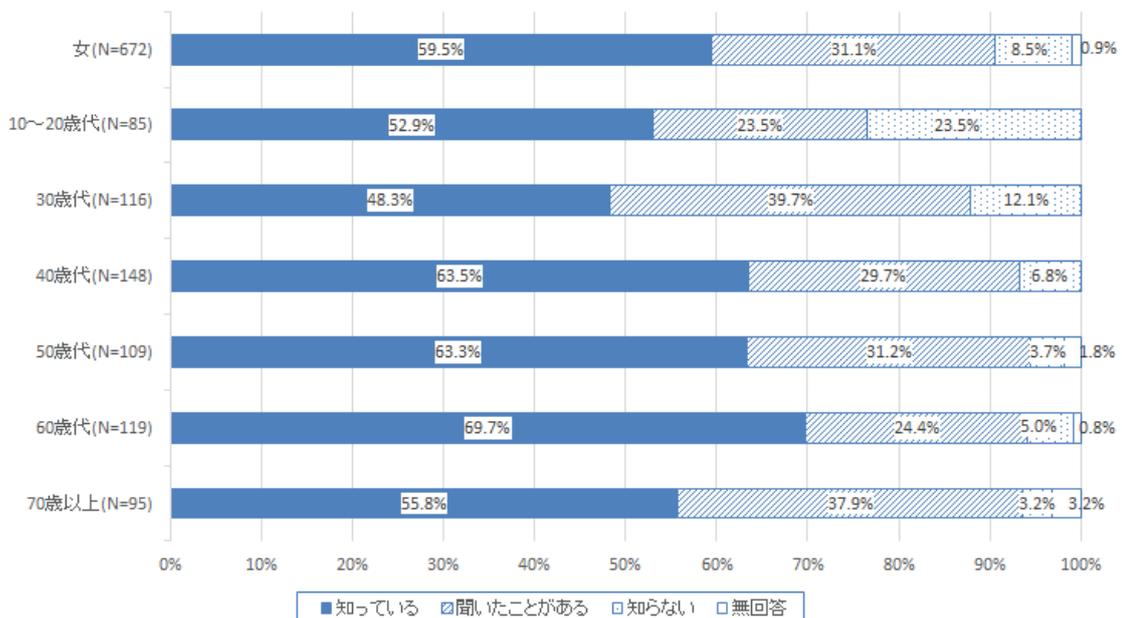


図2 (女性) 世代別 言葉の認知度 (DV防止法)

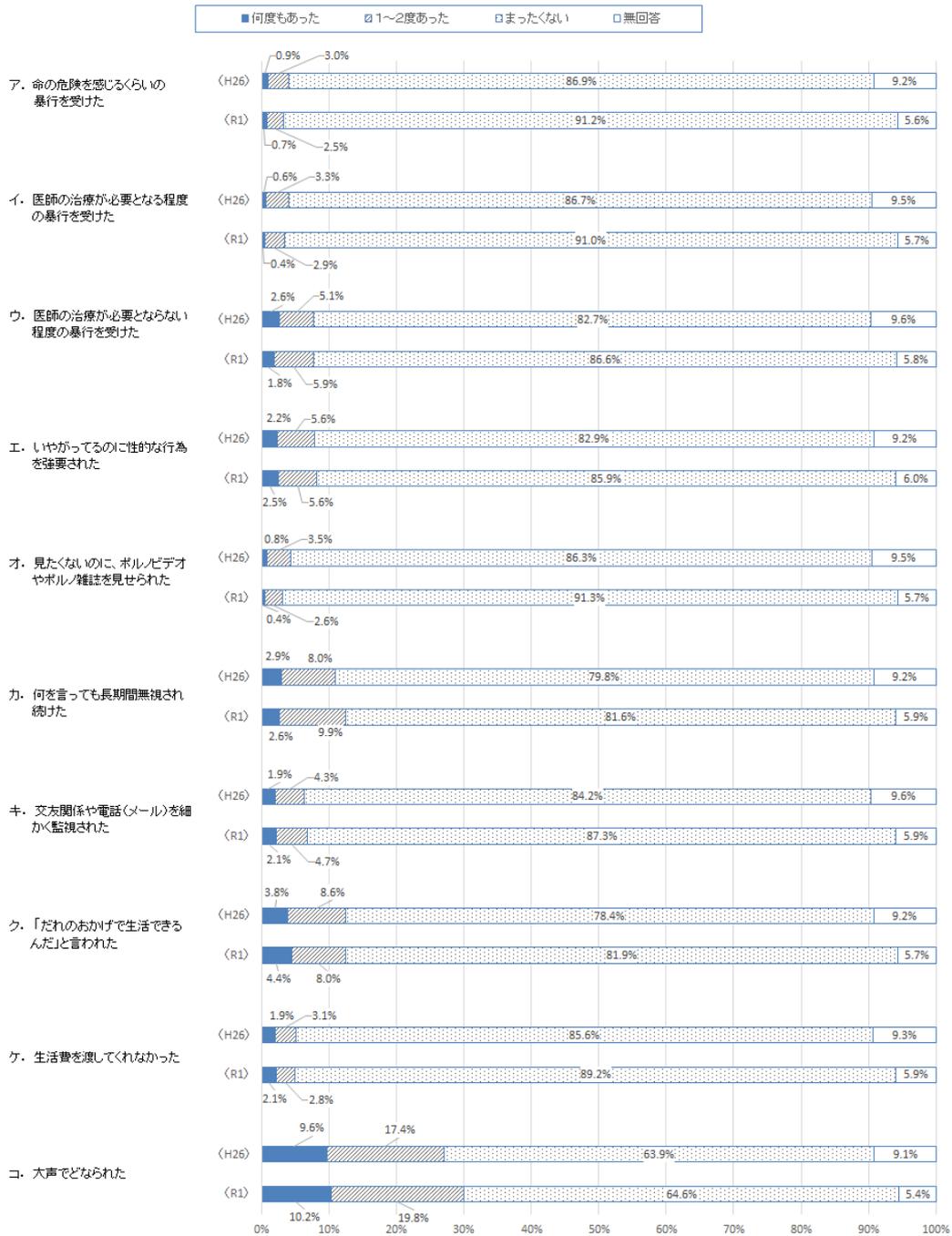


資料：加古川市男女共同参画に関する市民意識調査(加古川市)

2 DV被害の状況

本市の「加古川市男女共同参画に関する市民意識調査」から、各項目において少数ではありますが、複数回にわたり同様の被害を受けるケースがある一方、前回調査より重篤なケースは減少しています。

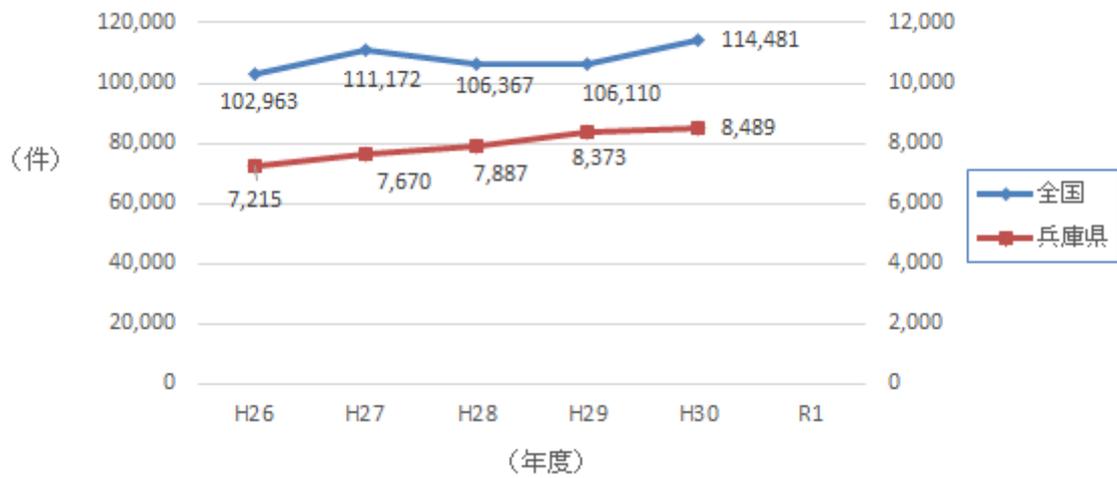
図3 DVを受けた経験



(H26 N=1,245 R1 N=1,162)

全国や県においては、配偶者暴力相談支援センターや警察が対応した暴力相談等の相談件数が、年々増加しています。本市のDV相談件数についても同様の傾向があります。

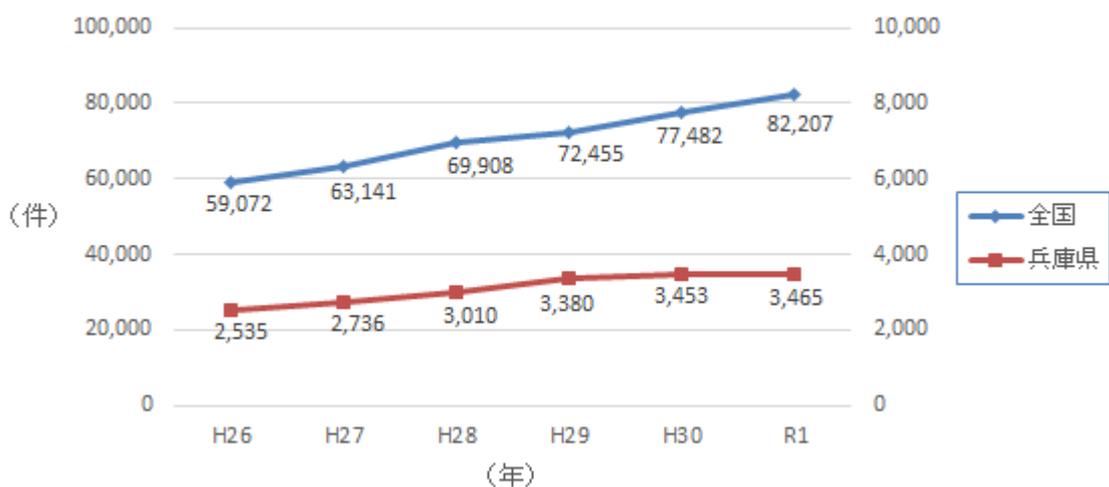
図4 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



資料：内閣府調べ

※H30まで公表済（R1は公表後に記載予定）

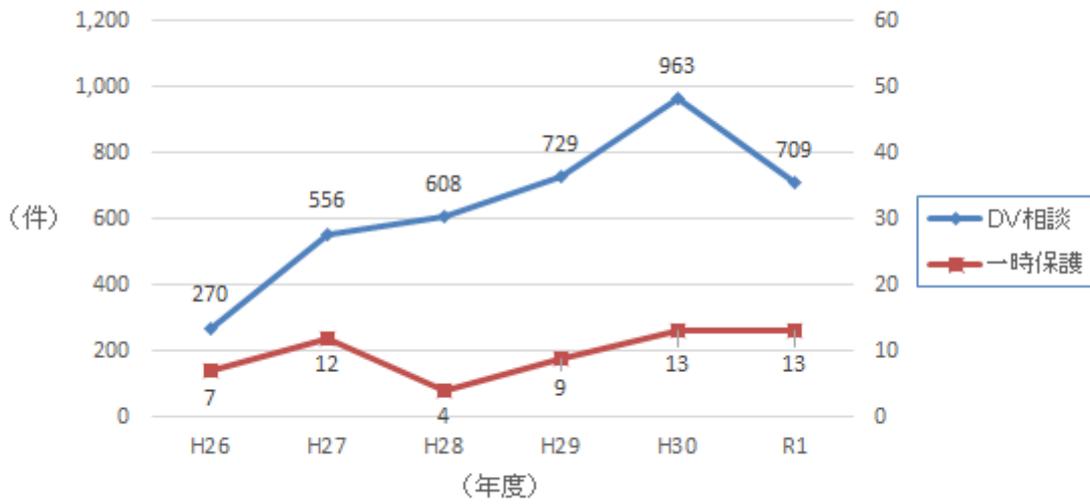
図5 警察における暴力相談等の対応件数



資料：全国は警察庁調べ

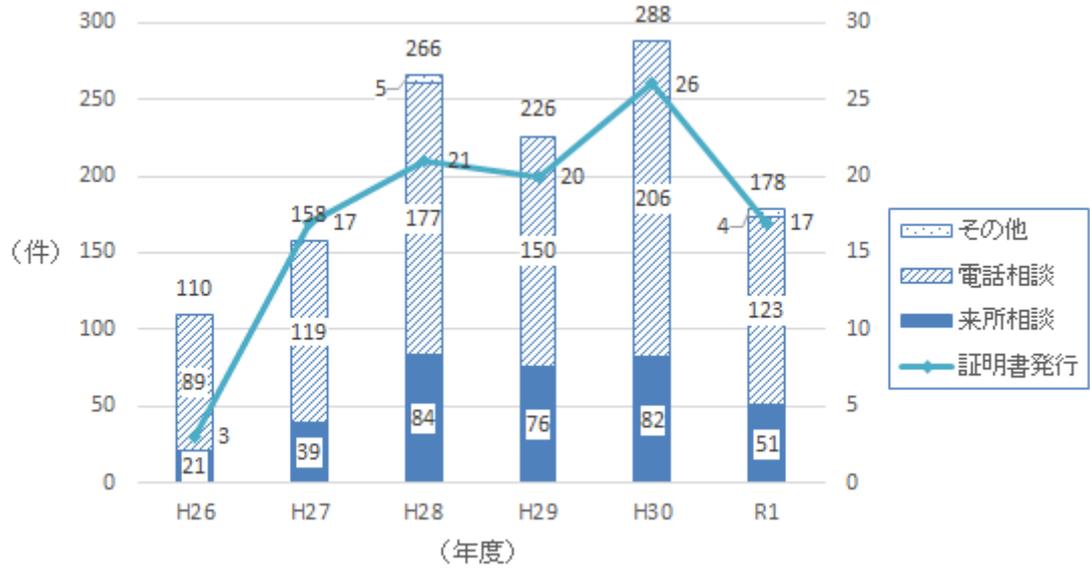
兵庫県は兵庫県児童課調べ

図6 加古川市 DV相談件数



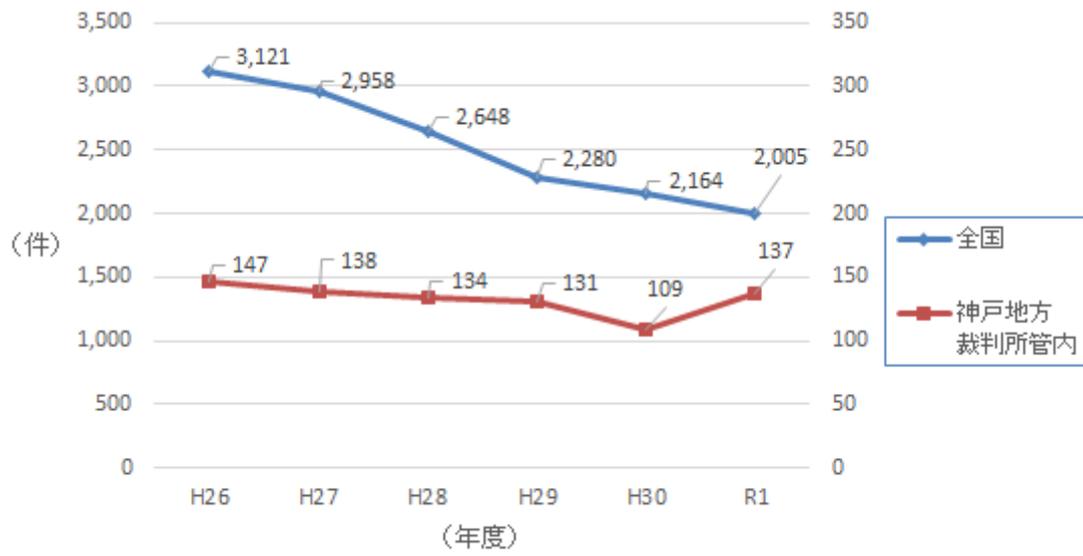
資料：加古川市調べ

図7 加古川市配偶者暴力相談支援センター相談件数



資料：加古川市調べ

図8 DV防止法に基づく保護命令の新規受付件数



資料：司法統計

3 第2期計画（H28～R2）の取組み状況

第2期計画では、4つの基本目標を定めるとともに、それぞれの目標に対する施策の方向（事業、事業内容）を掲げ、取り組んできました。

取組み状況の確認として、毎年、関係課に対して行う進捗状況の調査の結果、計画に掲げた事業内容は、概ね実施をしている状況です。

1 DV防止に向けた啓発・教育の推進

（1）市民への啓発の推進

事業名		主な取組み状況
①	家庭への啓発	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターの案内カードやパンフレットを作成し、市内各施設の窓口やオープンスペースに設置し、配布を行いました。 加古川市のホームページに最新の情報を掲載し、相談窓口の周知等を行いました。 各機関が発行する冊子にDVについての特集記事を掲載し、DV防止の啓発に努めました。 窓口や家庭訪問等で、必要と見受けられた方には、相談窓口の案内や相談機関のパンフレットを配布しました。 人権啓発DVDを活用し、DV問題をはじめ、家庭の中での人権問題について啓発しました。 毎年11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に合わせて、各種広報を実施しました。
②	民生・児童委員等 地域の活動者への研修	<ul style="list-style-type: none"> 民生・児童委員や地域の方に対してDVに関する研修等を実施することで、理解を深めました。 啓発資料や物資（チラシ、ポケットティッシュ等）を配布し、地域への啓発を行いました。
③	企業等への啓発	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙、ホームページ、パンフレット等の媒体を通じて最新の情報を随時発信しました。
④	男女平等・人権意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ホームページに「人権啓発パンフレット“人権文化のとびら”」を掲載し、DV防止の啓発を行いました。 男女共同参画センターの情報誌に「女性に対する暴力をなくす運動実施期間（パープルリボンプロジェクト）」の特集記事を掲載し、DV防止について啓発を行いました。 「男女共同参画セミナー」において、性別役割分担意識の見直しを促す内容を含んだ講座を開催しました。

(2) 学校園等における啓発・教育の推進

事業名		主な取組み状況
①	DVの予防に関する若年層への教育	<ul style="list-style-type: none"> 各学校において、いじめ・インターネットによる人権侵害等、今日的な人権課題を取り上げ、人権尊重の精神を基盤とし、自他のいのちを大切にす教育の推進を行いました。 いじめ問題等の未然防止を図るため、児童会や生徒会活動による自発的、自主的な活動を通して、心の絆を深め、望ましい人間関係、心の居場所、集団づくりを推進しました。
②	教職員等への研修	<ul style="list-style-type: none"> 各ユニット*ごとに、人権にかかわる研修会を実施しました。また、各学校における人権教育研修、人権教育担当者及び児童生徒支援担当者を対象とした人権教育研修会を実施し、各ユニットの取組みについて情報共有を図りました。 毎年度初め、新任教職員に対し、虐待・DV防止のパンフレットを配布しました。
③	保護者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> 学校園等へのパンフレットや掲示物の配布を通じ、啓発を行いました。

(3) 民間支援団体との協働による啓発

事業名		主な取組み状況
①	民間支援団体との協働による啓発	<ul style="list-style-type: none"> 市の情報コーナー等に各団体のパンフレットやチラシを常設し、市民に対して最新の情報を提供しました。

※ ユニット：中学校区を1つの単位(ユニット)として、その地域の保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校、養護学校が相互に連携し、家庭・地域とも連携を図りながら、子どもたちの連続した学びと育ちを支援していくための取組み。

2 相談体制の充実

(1) 安心して相談できる体制づくり

事業名		主な取組み状況
①	配偶者暴力相談支援センター機能の整備	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターにおいて相談を受け、被害者に対する総合的な支援を行いました。
②	相談窓口の市民への周知	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の広報にDV相談窓口の案内を掲載し、市民センター等の公的施設に配偶者暴力相談支援センターの案内カードを設置し、配布しました。 男女共同参画センターの窓口及びオープンスペースにDV防止に関する講座等のちらし、パンフレットを設置しました。
③	相談機関相互の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 加古川健康福祉事務所管内の自治体のDV被害者支援担当課、警察署、裁判所等との連絡会に参加し、連携について協議や情報交換を行いました。 同行支援を行うなど、関係機関と連携しながら、切れ目のない支援を実施しました。

(2) 相談者・支援者の資質向上

事業名		主な取組み状況
①	二次的被害*の防止に向けた研修	<ul style="list-style-type: none"> 人権研修の機会を通じて、二次的被害の防止に対する市職員の意識向上に努めました。
②	職員研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関主催の研修に積極的に参加し、実務能力の向上を図りました。 研修で得た知識を職場でフィードバックすることで、窓口対応職員の能力向上を目指しました。 DV被害者対応マニュアルを作成し、被害者支援担当職員を対象に研修を実施しました。

※ 二次的被害：配偶者等からの暴力により、心身ともに傷ついた被害者が、保護・捜査・裁判等の過程において、DVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない職務関係者の不適切な言動でさらに傷つくこと。

(3) 外国人、高齢者、障がい者の被害者等への相談の充実

事業名		主な取り組み状況
①	外国人に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> • 必要に応じ、関係機関への問合せや通訳制度の利用による面接、及び本人への相談機関の情報提供を行いました。 • 外国人被害者への対応について、国際交流センターとの連携の強化を図りました。 • 外国人被害者からの相談があった場合に迅速に対応できるように国際交流ボランティアの確保に努めました。
②	高齢者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者虐待の通報・相談等があった場合、地域包括支援センター※、介護保険事業所、医療機関、警察、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関が連携し、調査、相談、保護、措置等の適切な支援を行いました • 高齢者虐待対応マニュアルの改訂を行い、関係者に配布しました。 • 高齢者虐待の早期発見のため、在宅介護サービス事業所に対し、地域包括支援センターが高齢者虐待防止出前講座を実施しました。
③	障がい者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> • 庁内の障がい者福祉所管部局と情報共有を行いながら、適切な支援方法を検討するよう努め、被害者やその家族に対して支援を行いました。 • 手話通訳者を確保し、聴覚障がいがある方との適切な意思疎通が図れるよう努めました。

※ 地域包括支援センター：介護保険法に定められた、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として市町村が設置し、地域住民に必要な援助を一体的に実施する役割を担う中核的機関。高齢者間でのDVや高齢者虐待に関する事務も担っています。

3 被害者の安全の確保

(1) 被害者の早期発見・通報・安全確保の体制づくり

事業名		主な取り組み状況
①	通報への対応の整備	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターが通報窓口であることを周知し、通報窓口としての役割を果たしました。
②	保健・医療機関、学校関係者、福祉関係者への周知	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターの案内カードを設置し、DV相談窓口の案内を行いました。
③	被害者の安全確保の強化	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターと住民票等を発行する所管課との連携を強化していくため、現状について情報提供し、協議を行いました。 住民票発行停止措置についての周知を行うとともに、必要に応じて配偶者暴力相談支援センターで住民票閲覧制限に係る支援措置^{※1} 申出書を発行しました。 緊急性のある相談者に関しては、必要に応じて一時保護所や警察署に同行しました。
④	保護命令申し立てに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> 保護命令制度^{※2} に関する情報提供を行いました。 配偶者暴力相談支援センターの相談の中で、保護命令関係書類作成に関する支援を行いました。 地方裁判所からの保護命令に係る書面照会に対応しました。

※1 住民票閲覧制限に係る支援措置：DV及びストーカー行為、児童虐待等の被害者を保護するため、不当な目的により住民基本台帳の一部の写し閲覧及び住民票の写し等が利用されることを防止することを目的とした制度。

※2 保護命令制度：被害者から申し立てを受けた地方裁判所が、配偶者からのさらなる身体に対する暴力により、被害者の生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるとき、当該配偶者に対して発令するもので、被害者への接近禁止命令、被害者の子又は親族等への接近禁止命令、電話等禁止命令、退去命令の4種類があります。

(2) 関係機関との連携

事業名		主な取組み状況
①	DV防止ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県警、兵庫県女性家庭センター、県内の配偶者暴力相談支援センターとの情報交換会に参加しました。 配偶者暴力相談支援センターと庁内関係課で構成する庁内ネットワーク会議を開催しました。 DV被害者対応マニュアルを配布し、被害者対応について関係機関に協力を求めました。
②	要保護児童対策地域協議会※1との連携	<ul style="list-style-type: none"> 面前DV※2は子どもに対する心理的虐待であるという認識のもと、要保護児童対策地域協議会との情報共有を行い、DV被害者支援と児童虐待の対応を並行して行いました。 令和元年度より、配偶者暴力相談支援センターが要保護児童対策地域協議会の構成員となり、児童虐待部門との連携の強化を図りました。 面前DVの周知徹底を図りました。

(3) 被害者の情報の保護

事業名		主な取組み状況
①	被害者に関する情報管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 住民票発行停止措置対象者の情報管理・システム運用の徹底を図りました。 DV発生時や避難支援時の連絡調整の都度、関係機関との連絡を密にし、情報の管理を行いました。 児童手当等の認定に際し、法令や通知に基づき、DV被害者に対する配慮を行いました。 適宜「DV等被害者の住所情報保護に関する事務処理要領」の改正を行いました。

※1 要保護児童対策地域協議会（要対協）：保護者の養育が適切でないと懸念される児童（要保護児童）に対する支援を目的とし、福祉事務所、児童相談所、警察、学校等の機関や医師、児童委員など児童の福祉に関連する職務に従事する者等で構成される団体で、要保護児童やその保護者に関する情報、その他適切な保護を図るために必要な情報の交換を行いながら、家庭への支援の内容に関する協議を行っています。

※2 面前DV：配偶者間暴力のある家庭で育つ子どもは、家庭内での暴力にさらされる（面前暴力）ことで直接の暴力にあってなくても、子どもに及ぼす影響は大きいとされており、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうことは、児童虐待とされています。

4 被害者の自立支援

(1) 住宅確保支援

事業名		主な取組み状況
①	公営住宅に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅担当者会議等で、他市の取組み状況などの意見交換を行いました。 公営住宅への入居を希望している被害者へ、公営住宅入居案内の情報提供を行いました。 民間賃貸住宅について、「加古川市住生活基本計画」及び「加古川市公営住宅等長寿命化計画」の改定に併せ、DV被害者など住宅の確保に配慮を要する方への民間賃貸住宅の供給促進を図るため、「加古川市住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画」を新たに策定し、居住支援の仕組みづくりの検討を行いました。 住宅に困窮する低額所得者の入居の妨げにならないよう、令和2年4月以降の加古川市営住宅の入居手続きから連帯保証人制度を廃止しました。
②	母子生活支援施設の活用	<ul style="list-style-type: none"> 母子生活支援施設への継続的な入所や新規入所措置により、子どもを同伴する被害者の自立支援を行いました。

(2) 経済・就労支援

事業名		主な取組み状況
①	ハローワークとの連携による就労支援	<ul style="list-style-type: none"> 就労訓練の情報を相談者に提供しました。また、手厚い支援が必要な相談者に対しては、ハローワークへ同行し、担当者への引継ぎ等を行いました。 ハローワークと連携し、就業支援セミナーを開催しました。
②	就労支援セミナー等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親の方を対象にした制度の紹介とネットワークづくりのためのセミナーを開催しました。 男女共同参画推進専門員（キャリアコンサルタント有資格者）による「女性のための働き方相談」で資格取得や職業訓練のアドバイス等を実施しました。
③	母子自立支援制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> 高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金を支給し、ひとり親家庭の就労を促進するための経済的援助を行いました。 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すひとり親の方を支援をするため、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を新設しました。

④	各種福祉制度に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 相談者に対し、児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金等の貸付制度、生活保護や生活困窮者自立支援制度、医療助成制度の情報提供を行い、手続きに関する支援を行いました。
---	----------------	---

(3) こころと体への支援

事業名		主な取組み状況
①	公的機関、保健・医療機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 各保健・医療機関と連携体制を強化し、被害者の心身のケアに努めました。
②	カウンセリングによる被害者のこころのケア	<ul style="list-style-type: none"> DV問題を含め、女性が抱える多様な問題・悩みに対し、関係機関との連携を強化し、適切かつ切れ目のない支援を実施しました。また、カウンセリングが必要な方には、県実施のカウンセリング事業や医療機関等の情報提供を行いました。
③	子どものこころのケアに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会と連携し、子どもの面接をすることでケアに努めました。 就学前の子どもやその保護者に対して、母子保健の各事業を通じて、情緒や精神発達面、育児ストレス等の相談を行いました。 教育相談センターの心理相談員による面談を実施しました。 SSW※を全中学校区に配置し、情報交換をする中で、問題の早期発見及び早期対応に努めました。

※ SSW(スクールソーシャルワーカー): 人と環境の関係に焦点を当て、子どもに影響を及ぼしている家庭、学校、地域環境の改善に向けて、学校、家庭、地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家。

(4) 子育てへの支援

事業名		主な取組み状況
①	子育て支援に関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたる様々な情報を提供するとともに、子育て情報誌「加古川市子育てガイドブック」を作成し、こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）実施時に配布する等、各事業において情報提供を行いました。 • 相談員を中心に加古川市で生活するDV被害者の育児や生活全般に関する相談を行いました。
②	保育・就学等の行政サービスに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> • DVを理由に、住民票が異動できず、別の住所に居住している方や市外からの転入者について、スムーズな転校ができるように、各関係機関と連携を図りました。 • 認可保育所の利用に関し、関係機関との連携を図りながら、住所要件の緩和や必要書類の一部省略など、被害者の状況に応じた支援を実施しました。 • 学校園等の関係機関と連携し、手続きが円滑に進むように配慮しました。

第3章 計画の基本方針

1 基本理念・基本目標

第3期計画は、基本理念及びこれまでのDV対策を計画的・継続的に推進しつつ、本市における課題の反映、加古川市男女共同参画に関する市民意識調査の結果及び法律の改正等に基づき改定を行います。

また、計画に沿って施策を着実に推進するため、社会情勢の変化を踏まえつつ、PDCAサイクル[※]等の手法を活用し、計画実施状況を点検するとともに、必要に応じて施策の内容を見直しながら計画を進めていきます。

■ 基本理念

DVをしない させない 許さないまち 加古川

[※]PDCAサイクル：Plan（計画）⇒ Do（実施）⇒ Check（点検・評価）⇒ Action（改善）のプロセスを順に実施することにより、継続的な改善につなげていく手法。

基本理念に基づき、本計画の基本目標（重点課題）を以下のとおり定めます。

■ 基本目標 1 DV防止に向けた啓発・教育の推進

あらゆる機会を通じて、市民一人ひとりのDVに関する正しい理解を深め、DVの防止に努めます。

■ 基本目標 2 相談体制の充実

被害者が安心して相談できるよう、相談体制の充実を図ります。

■ 基本目標 3 被害者の安全の確保

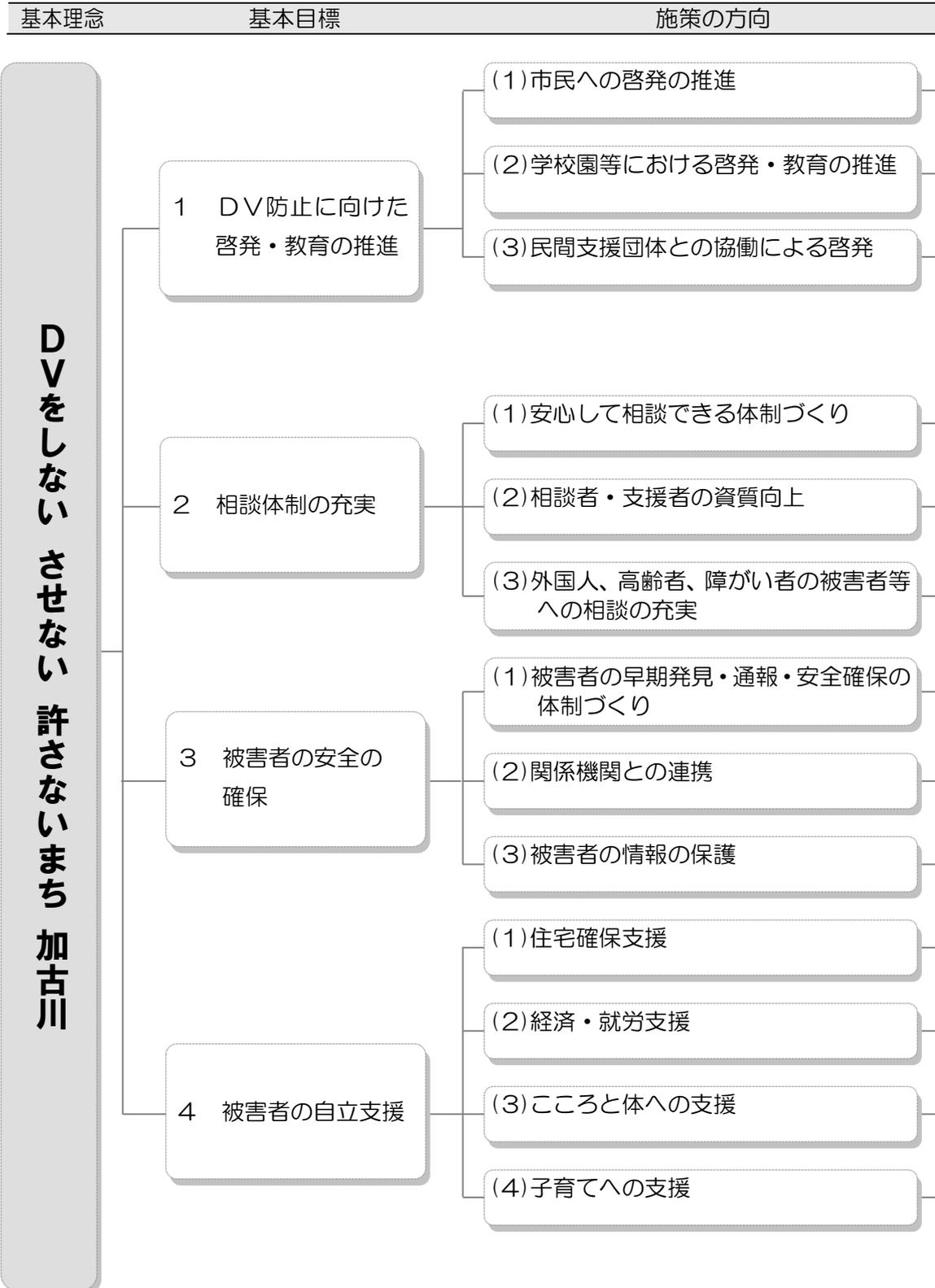
被害者を早期に発見し、警察などの関係機関と連携して、被害者の安全を確保する体制を強化します。

■ 基本目標 4 被害者の自立支援

被害者が自立した生活を営むことができるよう、総合的な支援に努めます。

2 計画の体系

本計画の基本理念である「DVをしない させない 許さないまち 加古川」の実現のため、基本目標ごとに関連する施策を体系づけ、総合的な取組みに努めます。



具体的な施策

①家庭への啓発
③企業等への啓発

②民生・児童委員等地域の活動者への研修
④男女平等・人権意識の向上

①DVの予防に関する若年層への教育
③保護者への啓発

②教職員等への研修

①民間支援団体との協働による啓発

①配偶者暴力相談支援センター機能の整備
③相談機関相互の連携強化

②相談窓口の市民への周知

①二次的被害の防止に向けた研修

②職員研修の充実

①外国人に対する支援
③障がい者に対する支援

②高齢者に対する支援

①通報への対応の整備
③被害者の安全確保の強化

②保健・医療機関、学校関係者、福祉関係者、消防（救急）への周知
④保護命令申立てに関する支援

①DV防止ネットワークの構築

②要保護児童対策地域協議会との連携

①被害者に関する情報管理の徹底

①公営住宅に関する支援
③民間住宅に関する支援

②母子生活支援施設の活用

①ハローワークとの連携による就労支援
③母子自立支援制度の活用

②就労支援に関する情報提供の充実
④各種福祉制度に関する情報提供

①公的機関、保健・医療機関との連携
③子どものこころのケアに関する支援

②被害者のこころのケアに関する支援

①子育て支援に関する情報提供の充実

②保育・就学等の行政サービスに関する支援

第4章 施策の展開

基本目標1 DV防止に向けた啓発・教育の推進

基本理念において、「DVをしない」と掲げているように、DVは誰もがその当事者になる可能性があります。DVをしない、その当事者にならないためにも、DVとは何か、どのようなものがDVにあたるのかの認識（気づき）の部分に重点を置いた啓発、あるいは教育の推進が重要となります。

アサーティブコミュニケーション*や暴力によらないコミュニケーションを周知し、暴力によらない問題の解決方法を全ての世代において身につけることが、基本理念である「DVをしない させない 許さないまち 加古川」の実現への第一歩となると考え、今後の啓発や研修のあり方を検討していきます。

[現状と課題]

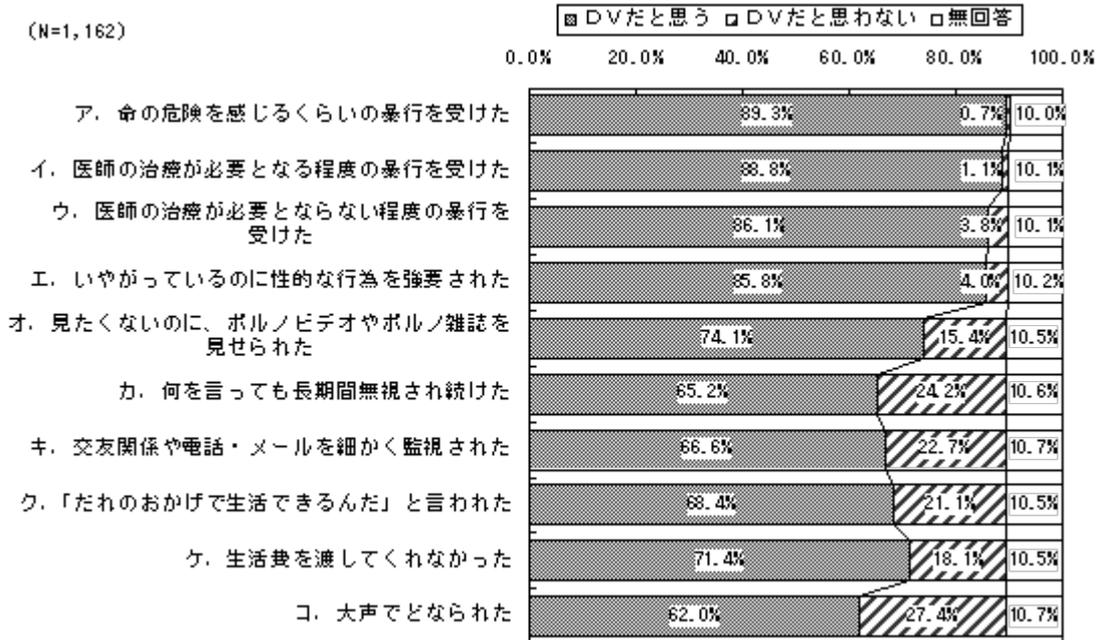
DVをなくしていくためには、家庭、地域、学校など、あらゆる機会や場所を通じて啓発や教育を行い、DVに対する正しい認識を普及する必要があります。本市においては、本計画を策定し、積極的に啓発に取り組んできました。

その結果、前回調査時と比較し、DVに対する全体的な認知度は高まりましたが、言葉や態度で精神的な苦痛を与える行為をDVと認識する割合は未だ6～7割程度にとどまっている等（図9）、さらなる啓発・教育が必要となっています。他にも、他の世代に比べ10～20歳代のDV防止法の言葉の認知度が低いため、学生も含めた若年層に対し、将来のDVを防ぐための啓発について強化が必要となっています。

また、平成25年7月には、法改正により法律の適用とする対象が生活の本拠を共にする交際関係にある相手からの暴力及びその被害者に拡大され、令和元年6月の法改正では、DVと児童虐待の関係機関が相互に連携や協力をしていくことについて明確化されました。

※ アサーティブコミュニケーション：自分の思いを素直に伝えながら、相手の気持ちにも気を配り、人間関係を損なうことなく目的を達成する手法。

図9 ドメスティック・バイオレンス(DV)の認識度



資料：加古川市男女共同参画に関する市民意識調査（加古川市 令和元年度）

[今後の取組み]

事業名	第3期計画
(1) 市民への啓発の推進	
①家庭への啓発	<ul style="list-style-type: none"> リーフレット等の紙媒体だけでなく、インターネット等の多様な媒体を活用するとともに、必要な情報を提供できるように関係機関の情報提供や、世代にあった内容を掲載する等、よりわかりやすい啓発に取り組みます。 若年層向けに、新たにSNS等を活用したDV防止に関する広報を充実させます。 窓口等で配布するDVのセルフチェックシートを活用し、被害者自身のDVへの気づきやDV被害の自覚を促します。 毎年11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に合わせて、各種広報を重点的に実施します。
②民生・児童委員等地域の活動者への研修	<ul style="list-style-type: none"> 各地区の民生・児童委員をはじめとする地域の活動者に対し、DVの認識（気づき）の部分に重点を置いた効果的な研修を実施します。

③企業等への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ホームページ、パンフレットの媒体を通じて、法改正等の最新の情報を随時発信し、企業人権・同和教育協議会^{※1}を通じた啓発を行います。
④男女平等・人権意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ホームページ、パンフレットでの啓発に加え、男女共同参画セミナーを通じて、DVの背景にある性別役割分担意識等について啓発・教育の推進を図ります。

事業名	第3期計画
(2) 学校園等における啓発・教育の推進	
①DVの予防に関する若年層への教育	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校園において、いじめ・インターネットによる人権侵害などの今日的な人権課題を取り上げ、若年層への効果的な啓発方法を検討し、人権尊重の精神を基盤とした教育の推進を図ります。 ・中学、高校生向けにDV防止やデートDV^{※2}に関するパンフレット等を作成し、学生等の若年層へ啓発します。
②教職員等への研修	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校園及び認可保育所等に対して虐待・DV（デートDV含む）防止のパンフレットを配布するとともに、人権教育研修を実施するなど、教職員及び保育士等のDVに対する理解の促進に努め、子どもへの教育等の推進を図ります。 ・ユニットごとに、人権にかかわる研修会を実施し、人権意識の向上に取り組みます。また、各学校において、年間4回以上の人権教育研修を実施するとともに、人権教育担当者及び児童生徒支援担当者を対象に、人権教育研修会を実施し、各ユニットの取組みについて、情報共有を図ります。
③保護者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者へのパンフレットの配布や、PTAへの講座の実施を通じて、保護者に対し啓発します。

※1 企業人権・同和教育協議会：企業における同和教育を根拠とした人権教育を推進するため、設立した協議会。

※2 デートDV：親密な関係にある婚姻関係にない恋人間に起こるDVのこと。

事業名	第3期計画
(3) 民間支援団体との協働による啓発	
① 民間支援団体との協働による啓発	<ul style="list-style-type: none"> 市の情報コーナーに各団体のパンフレットやチラシを設置し、市民に対して最新の情報を提供します。また、多くの被害者が女性であることから、リーフレット等の掲示場所についても、啓発効果を高めるため、女性が特に使用する頻度が高い場所に設置します。

基本目標 2 相談体制の充実

配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、被害者が受けたDVに関する各般の問題について、相談に応じることや相談を行う機関を紹介すること、被害者が必要とする支援に対しての情報提供、助言、関係機関との連絡調整、その他の援助を行うことなどが法律により定められています。

配偶者暴力相談支援センターと関係機関がそれぞれの機能や役割を十分に理解し、支援に対する共通認識を持ち、緊密に連携をしていくことにより、相談体制の充実を図っていきます。

〔 現状と課題 〕

平成24年4月に配偶者暴力相談支援センターが設置され、DVの相談窓口として広報等を通じて周知を行いましたが、図10にもあるように、DVに関する相談が配偶者暴力相談支援センター以外に半数以上寄せられていることから、配偶者暴力相談支援センターが十分に周知されているとは言えない状況です。

図11にも示されているとおり、DV等を受けたときに、7割弱の人が友人や家族などの親しい間柄の人に相談していることがわかります。適切な支援をうけるためにも、全ての市民がDVに対する正しい情報や相談先を知っていることが重要です。その中で、配偶者暴力相談支援センターが「いつでも安心して相談できる身近な機関」として認識されることが大切です。

市民にとって「安心して相談できる機関」であるためには、被害者の状況を正確に把握し、相談に応じることができる職員のスキルアップが求められます。

また、被害者の支援に際し、外国人、高齢者、障がい者のDV等ますます事案が複雑化する中で、被害者の立場に立ってきめ細やかに相談に応じることができる体制を整備し、関係機関との切れ目のない連携を図っていく必要があります。

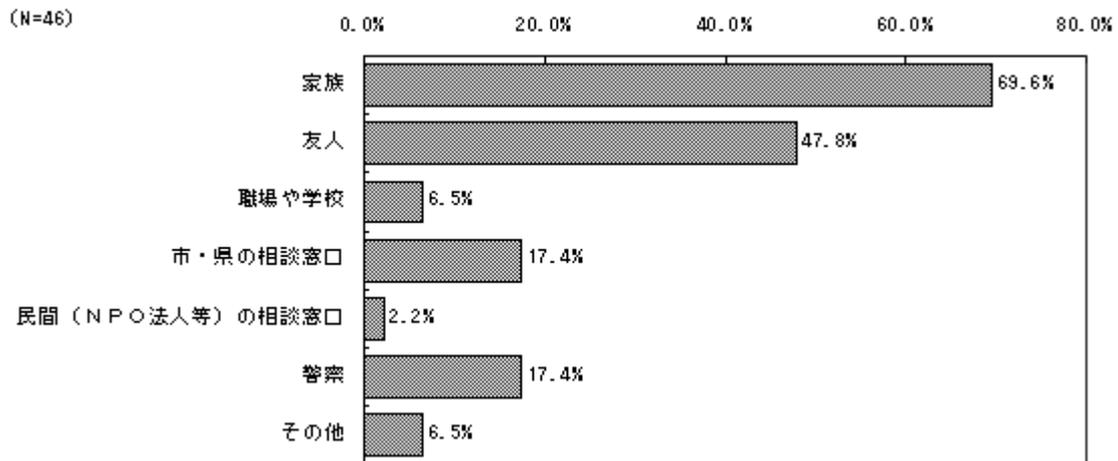
特定の立場の被害者に相談の機会が閉ざされることなく、被害者の多様な相談ニーズに対応できるよう、相談窓口の周知や相談方法等に工夫しながら、あらゆる相談ニーズに対応できる体制の充実が必要です。

さらに、感染症の流行等緊急事態下においては、外出自粛等の生活環境の著しい変化により、DVの増加や潜在化することが懸念されます。このような非常事態においても、相談の機会を閉ざすことなく、適切な支援につなげられるよう、相談体制の確保に努めます。

図 10 DV相談件数（加古川市）

年度	DV相談 総件数	DV相談の内訳		配偶者暴力 相談支援センター 割合
		配偶者暴力 相談支援センター	家庭支援課	
H27	556件	158件	398件	28%
H28	608件	266件	342件	44%
H29	729件	226件	503件	31%
H30	963件	288件	675件	30%
R1	709件	178件	531件	25%

図 11 誰（どこ）に相談したか



資料：加古川市男女共同参画に関する市民意識調査（加古川市 令和元年度）

事業名	第3期計画
(1) 安心して相談できる体制づくり	
① 配偶者暴力相談支援センター機能の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者にとっての身近な相談窓口であることを周知し、安心して相談できる体制及び適切な支援をさらに進めていきます。 ・ 感染症の流行時などの緊急事態発生時においても相談できる体制を確保できるよう努めます。
② 相談窓口の市民への周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月の広報にDV相談窓口の案内を掲載するとともに、配偶者暴力相談支援センターの案内カードやチラシを、市民センター等の公的施設やスーパーマーケット等、市民の目に触れやすい施設や場所に配慮しながら設置します。 ・ 被害者にとって配偶者暴力相談支援センターが身近な相談窓口となるよう、より効果的な広報活動を展開します。 ・ 国や県が設置する相談窓口について、適切な広報を実施します。
③ 相談機関相互の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係課の業務を相互に理解し、必要な支援を行う体制を整備します。 ・ 警察の担当部署との連絡会議を開催し、連携について協議や情報交換を行います。 ・ 他市町村からDVによる被害者が避難してきた場合は、同行支援を実施し、円滑な手続きを支援します。 ・ 他市町村、他機関との連携を徹底し、切れ目のない支援を実施します。 ・ 兵庫県女性家庭センターが設置している「DV相談アドバイザー」を活用し、より良い支援を実施します。 ・ ストーカーやリベンジポルノに係る相談があった場合は、警察等の関係機関を案内するなど適切に対応します。

事業名	第3期計画
(2) 相談者・支援者の資質向上	
①二次的被害の防止に向けた研修	<ul style="list-style-type: none"> 市職員のDVに対する理解や、二次的被害の防止に対する意識を向上させるべく、効果的な人権研修を実施します。
②職員研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県女性家庭センター等の関係機関主催の研修に積極的に参加し、被害者支援に関する実務能力の向上を図ります。 被害者を総合的に支援する上で、関係課の情報を必要とするため、庁内ネットワーク会議を開催し、適切な支援が行えるよう情報の共有化を図ります。 DV被害者対応マニュアルを活用し、被害者支援担当職員を対象に研修を実施します。

事業名	第3期計画
(3) 外国人、高齢者、障がい者の被害者等への相談の充実	
①外国人に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 外国人から相談があった場合は、関係機関からの外国語通訳者、音声翻訳機の活用や、「指さし会話」や「やさしい日本語」を用いたパンフレット等を活用し、外国人被害者との適切な意思疎通を図ります。 国際交流センターや民間支援団体等との連携体制を強化し、外国人被害者への対応の体制充実を図ります。
②高齢者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターと高齢者福祉所管課、地域包括支援センター及び成年後見支援センターとの連携を強化し、高齢者のDV被害者や高齢者を介護しているDV被害者等に対する適切な支援を継続して行います。 高齢者虐待の早期発見のため、在宅介護サービス事業所向けに地域包括支援センターによる高齢者虐待防止出前講座を実施し、DVを含む虐待防止に向けた取組みを行います。 高齢者虐待対応マニュアルの改訂を進めます。
③障がい者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力支援センターと障がい者福祉所管課、障害者基幹相談センター及び障がい者虐待防止センターとの連携を強化し、障がいのある被害者や障がいのある児童等をもつ被害者に対する適切な支援を継続して行います。 障がいがある方との適切な意思疎通を図るため、コミュニケーション手段の確保等に配慮します。

基本目標 3 被害者の安全の確保

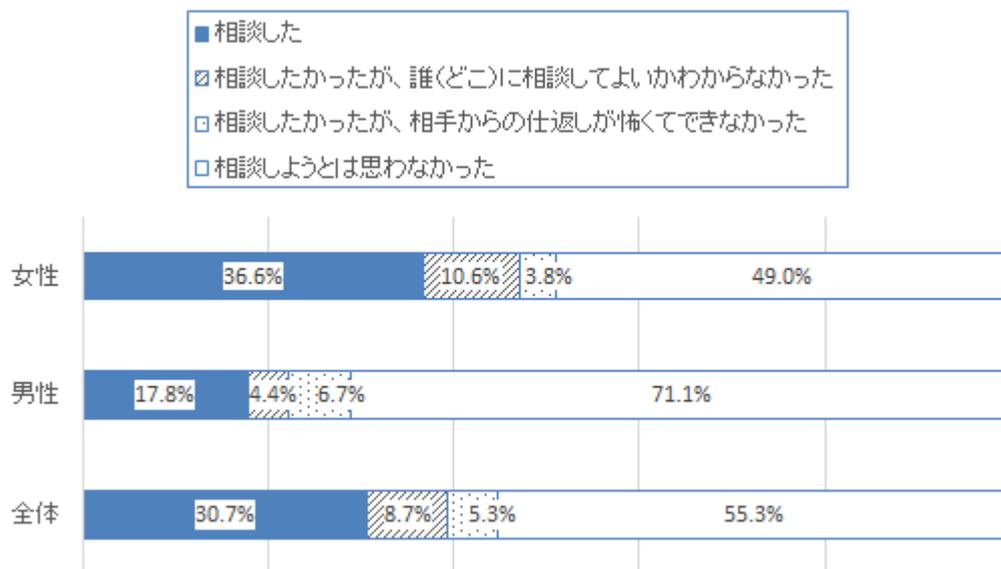
DVは家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である上、加害者からの報復や家庭の事情等さまざまな理由から、図 12 に見られるように被害者が支援を求めることをためらうことも考えられます。

被害者の安全の確保を最優先としながらも、今後の生活について被害者が主体的に考え、自己決定できるように寄り添い、支援をすることが大切です。

被害者が避難することを選択した場合には、加害者の追跡などの危険性を十分に考慮した上で、被害者が自立に向けて踏み出せるように、関係機関との連携を強化し、様々な支援を行います。

また、DVの目撃等による子どもへの心理的虐待に対応するため、要保護児童対策地域協議会等との更なる連携強化を図り、被害者と子ども、親族等の状況とニーズに応じた安全確保に努めます。

図 12 DV被害にあったとき誰かに相談したか



資料：加古川市男女共同参画に関する市民意識調査（加古川市 令和元年度）

DVは被害者発見の遅れが深刻な被害につながるおそれがあることから、被害者の早期発見・通報が非常に重要です。早期発見・通報には市民一人ひとりが「DVをさせない 許さない」意識を持ち、被害者発見時の対応*について知識を持つことが必要です。

また、通報により発見された被害者や一時保護を求める被害者に対しては、一時保護所や警察、市の関係機関、民間支援団体が連携しながら迅速に被害者の身の安全を確保することが不可欠です。

さらに、被害者の情報が加害者に漏洩し、被害者に危険が及ぶことがないように、被害者に関する情報の適切な管理と秘密保持を徹底し、更なる加害者からの追跡行為を防ぐことが必要です。

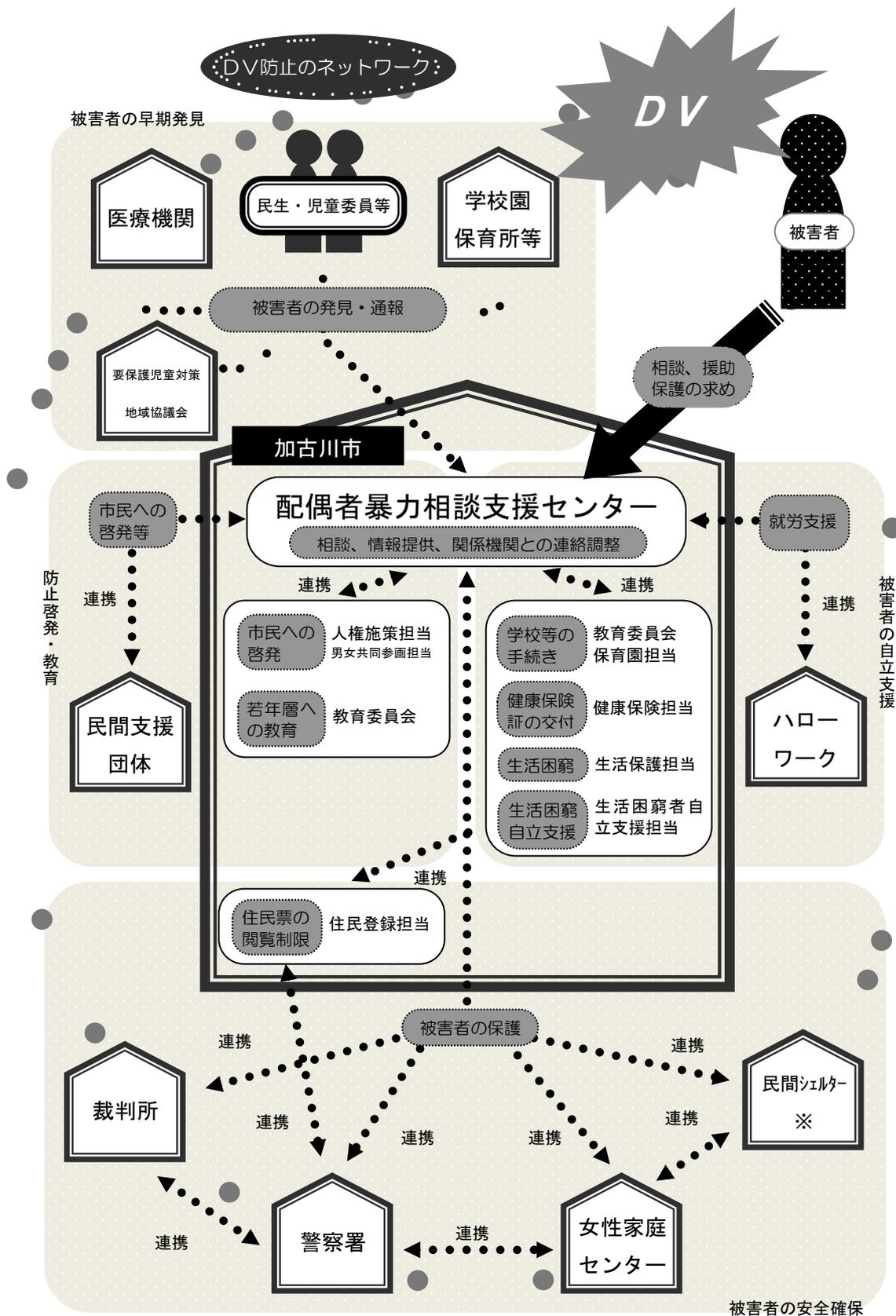
事業名	第3期計画
(1) 被害者の早期発見・通報・安全確保の体制づくり	
①通報への対応の整備	<ul style="list-style-type: none"> 被害者の早期発見につながるよう、配偶者暴力相談支援センターが通報窓口であることを周知します。 安心して相談できる体制及び支援をさらに進めていきます。
②保健・医療機関、学校関係者、福祉関係者、消防（救急）への周知	<ul style="list-style-type: none"> 保健・医療機関、学校関係者、福祉関係者、消防（救急）等、DVを発見しやすい立場にある職員に対し、通報窓口や通報方法を効果的に周知します。
③被害者の安全確保の強化	<ul style="list-style-type: none"> 被害者が、住民票閲覧制限に係る支援措置を活用できるよう、あらゆる機会を通じて、情報を周知します。 必要に応じて配偶者暴力相談支援センターで住民票閲覧制限に係る支援措置申出書を発行します。 緊急性のある相談者に関しては、必要に応じて一時保護所や警察署に同行します。 関係機関との連携をさらに深め、相談者にとって安心できる対応ができるよう、さらなる連携体制の強化に努めます。 兵庫県警の実施する110番通報登録制度等、被害者の状況により必要な情報を案内します。
④保護命令申立てに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> 被害者及びその家族の安全確保を図るため、DV防止法に基づく保護命令の制度について、被害者へ情報提供します。 配偶者暴力相談支援センターの相談の中で、保護命令関係書類作成に関する支援を行います。 地方裁判所からの保護命令に係る書面照会に対応します。

事業名	第3期計画
(2) 関係機関との連携	
①DV防止ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県警、兵庫県女性家庭センター、県内の配偶者暴力相談支援センターとの情報交換会に参加し、連携を強化します。 ・DV被害者支援を行う全ての関係各課が連携し、庁内ネットワーク会議を開催します。 ・DV被害者対応マニュアルを適宜改訂し、庁内の関係各課へ配布します。
②要保護児童対策地域協議会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会へ配偶者暴力相談支援センターが参画し、要保護児童対策地域協議会との連携により、通報体制の周知、被害者の早期発見、被害者及び子どもの適切な保護を実施します。 ・要保護児童対策地域協議会とともに市内にある認可保育所・こども園、幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校へ訪問し、DV（デートDV含む）防止に関する啓発を行います。 ・面前DV防止の周知徹底を図ります。

事業名	第3期計画
(3) 被害者の情報の保護	
①被害者に関する情報管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票発行停止措置対象者の情報管理を徹底します。 ・学校園において、被害者及び同伴する子どもの情報管理を徹底します。 ・児童手当等の認定に際し、法令や通知に基づき、DV被害者に対する配慮を行います。

※ 被害者発見時の対応：DV法において、配偶者からの暴力を受けているものを発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察に通報するよう努めなければならないとされています。被害者の安全の確保の観点から、通報の義務化ではなく、被害者の意思を尊重することが必要とされています。

図 13 関係機関相互の連携イメージ



※ 民間シェルター：民間の団体等により運営される施設で、被害者の一時的な避難場所の提供のほか、相談への対応、自立に向けたサポートなど、様々な援助を行っている。

基本目標 4 被害者の自立支援

DV被害者は、加害者の追跡など気がかりなことがたくさんある中で、自立に向けての住宅確保や就労、子育てなど、今後の生活について考えなければなりません。

被害者がこれからどのような生活（人生）を望むのか、しっかりと意思を確認し、被害者が納得できるペースで考え、選び、自己決定していけるように、被害者の立場に立った支援をします。

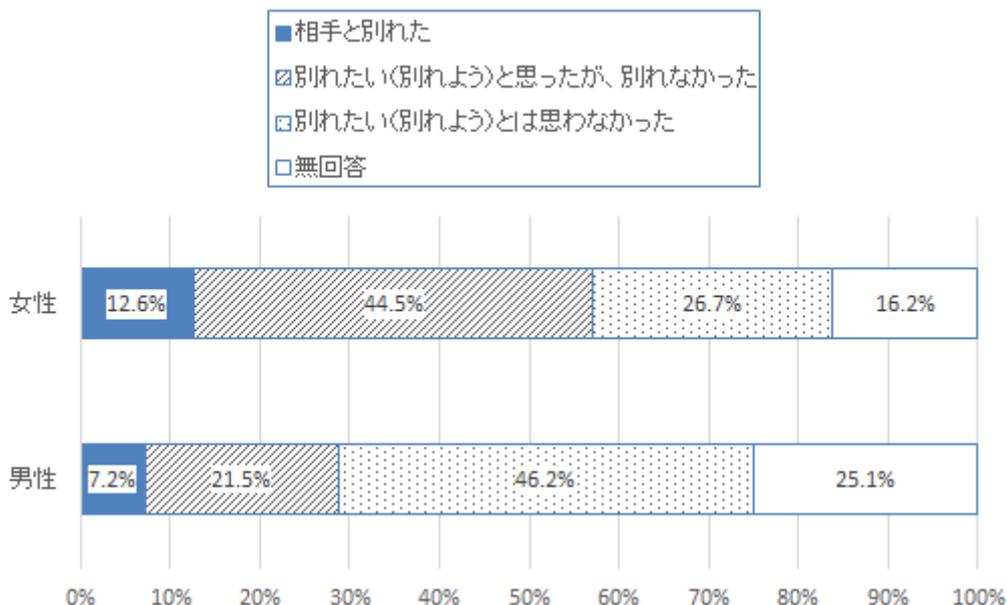
[現状と課題]

DVにより、大きな精神的ダメージを受けた被害者や子ども、親族等が心身の健康を取り戻し、地域で生活していくためには、被害者等に対するさまざまな角度からの長期的・包括的な支援が必要となります。

また、被害者は経済的な自立が困難であることが多く、被害者の自立促進に向けて生活や経済的な基盤を安定させることが重要です。

被害者本人の意思を尊重し、その立場に立って住宅の確保、生活支援制度の利用、就労支援、子育て支援など、各分野において切れ目のない支援を実施していくことが必要です。

図 14 配偶者から被害を受けたときの行動



資料：男女間における暴力に関する調査（内閣府 平成 29 年度）

※直近の数字が H29

事業名	第3期計画
(1) 住宅確保支援	
① 公営住宅に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の入居条件や入居手続きに際して、被害者の実情を勘案し、また、他市の取組み状況を参考にしながら対応を検討します。 県との連携により、県営住宅の優先入居情報を提供します。
② 母子生活支援施設の活用	<ul style="list-style-type: none"> 母子生活支援施設への継続的な入所や新規入所措置により、子どもを同伴する被害者の自立支援を行います。 母子生活支援施設への入所時に必要な健康診断費を必要に応じて補助します。
③ 民間住宅に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> 「加古川市住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画」に基づき、民間賃貸住宅の確保に対する効果的な支援を検討します。

事業名	第3期計画
(2) 経済・就労支援	
① ハローワークとの連携による就労支援	<ul style="list-style-type: none"> 就労訓練の情報を相談者に提供します。また、手厚い支援が必要な相談者に対しては、ハローワークへ同行し、担当者への引継ぎ等を行います。
② 就労支援に関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画センターによる就労支援セミナーを開催します。 男女共同参画推進専門員（キャリアコンサルタント有資格者）による「女性のための働き方相談」で、相談者の気持ちを整理しながら働き方等についてアドバイスします。 女性が就労するために必要な情報を提供します。
③ 母子自立支援制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> 高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業における給付金等を支給し、ひとり親家庭の就労を促進するための経済的援助を行います。
④ 各種福祉制度に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 相談者に対し、児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金等の貸付制度、生活保護や生活困窮者自立支援制度、医療助成制度の情報提供を行い、手続きに関する支援を行います。

事業名	第3期計画
(3) 心と体への支援	
①公的機関、保健・医療機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 各保健・医療機関と連携体制を整備し、被害者の心身のケアを支援する体制を強化します。
②被害者の心身のケアに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> 離婚の方法や婚姻費用分担請求等の手続きについての支援をし、被害者の気持ちを聞き取り、必要な心身のケアに関する情報提供を行います。 カウンセリングが必要な被害者には、県実施のカウンセリング事業や医療機関等の情報提供を行います。
③子どもの心身のケアに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会と連携し、心理相談員が子どもの面接を実施し、心のケアに努めます。 就学前の子どもやその保護者に対して、情緒や精神発達面、育児ストレス等の相談を行います。 教育相談センターの心理相談員による面談を実施するとともに、SSWが定期的に学校を訪問し、情報交換する中で、問題の早期発見・早期対応に努めます。 子どもの心理的なケアに対応できるよう教育関係者に対する研修を実施し、DVの正しい理解を促します。

事業名	第3期計画
(4) 子育てへの支援	
①子育て支援に関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援に関する情報提供を行います。 家庭児童相談員等が家庭訪問や来所相談により、育児や生活全般に関する相談を行います。
②保育・就学等の行政サービスに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> 認可保育所の利用に関し、関係機関との連携を図りながら、住所要件の緩和や必要書類の一部省略等、被害者の状況に応じた支援を行います。 市内外の関係機関と連携を図りながら、速やかに就学の手続きが進められるよう、体制整備に努めます。